



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡辺 克信
コ ー ド 9 4 0 5 大証（市場第 2 部）
本 社 所 在 地 大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号
問 合 せ 先 総務局長 武 周雄
T E L (06) 6458-5321

株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式 1 株を 10 株に分割し、単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。

なお、株式の分割と単元株式数の変更を同時に実施することにより、投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 22 年 6 月 30 日（水）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 22 年 6 月 30 日（水）最終の発行済株式総数に 9 を乗じた株式数といたします。平成 22 年 5 月 14 日（金）現在の発行済株式総数を基準にして計算すると、次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	4,183,300 株
② 株式の分割により増加する株式数	37,649,700 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	41,833,000 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	144,000,000 株

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 22 年 5 月 17 日 (月)
- ② 基準日 平成 22 年 6 月 30 日 (水)
- ③ 効力発生日 平成 22 年 7 月 1 日 (木)

(4) その他

- ① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。
なお、平成 22 年 5 月 14 日 (金) 現在の資本金は、5,299,800,000 円であります。
- ② 今回の株式の分割に伴う配当予想について
平成 23 年 3 月期における配当につきましては、本日、平成 22 年 5 月 14 日 (金) 付で開示いたしました「平成 22 年 3 月期決算短信」のとおりであります。

基準日	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期	期末	年間
予想配当金	4 円 50 銭 (注①)	4 円 50 銭 (注①)	9 円 00 銭 (注①)
前期実績	45 円 00 銭	55 円 00 銭 (注②)	100 円 00 銭

(注①) 株式分割後の配当であり、株式分割実施前におきましては、1 株当たり、第 2 四半期 45 円 00 銭、期末 45 円 00 銭、年間 90 円 00 銭の配当に相当いたします。

(注②) 普通配当 45 円 00 銭に創立 60 周年記念配当 10 円を加えた計 55 円 00 銭となっております。

3. 単元株式数の変更

(1) 変更する単元株式数

上記「2. 株式の分割」に記載した株式の分割の効力発生を条件として、単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日 平成 22 年 7 月 1 日 (木)

*平成 22 年 7 月 1 日 (木) をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は、10 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式の分割および単元株式数の変更に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、平成22年7月1日(水)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割の効力発生を条件として、単元株式数を10株から100株とするため、現行定款第8条を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所となります。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,440</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億</u> <u>4,400</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>10</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
<新設>	付 則 本定款変更の効力発生日は、平成 <u>22年7月1日とする。なお、本付</u> <u>則は効力発生日をもって削除す</u> <u>る。</u>

以 上